

桜川公民館小学生企画委員会

第1回 小学生企画委員会 6月2日開催

4年生が1名、5年生が2名、6年生が3名の計6名が参加してくれました。昨年公民館でやって楽しかったこと、今年やってみたいことをホワイトボードに書き出し、意見の多かったものを話し合いました。公民館を使って何をするか、みんな相談をしていきます。



第2回桜川公民館運営企画委員会を開催しました

6月9日
開催

アドバイザーの廣瀬先生を迎えて、地域の習わしや行事のお話を聞きました。運営企画委員さんからも『十九夜講』『遊山講』『奉射』『庚申様』などいろいろな話が出ました。地域で集まっておしゃべりすることは、近所の困りごと・心配ごとの解決につながっていたのだなぁと改めて考えさせられました。



昨年から始まった『夜の公民館』が『夏まつり』に名前を改め、

8月31日(土)に開催決定！

わくわく縁日「屋台めし」

焼きそば・フランクフルト
飲み物・かき氷



盆踊り

「あんばばやし」
「桜川音頭」



New

フォトスポット

ドローン体験

ターゲットゲーム

わくわく縁日「ヨーヨー釣り」
「駄菓子屋さん」

公民館へ行こう！



Follow Me/

はじめました

Instagram

稲敷市桜川公民館



@INASHIKI.SAKURAGAWA

Instagram インスタグラム始めました♥

このたび、運営企画委員会高校生部が桜川公民館のアカウントを開設しました。桜川公民館の情報を発信していきます。みなさんのフォローやいいね♡をお待ちしています！



Instagram アカウント→@inashiki.sakuragawa

左の二次元バーコードをカメラで読み取ってね！

ひとりで着られる！

ゆかた着付け教室



いなしき夏まつり花火大会や桜川公民館夏まつりに、ゆかたで参加しよう！

初心者でもカンタン♪ 着崩れたときも自分で直せる！

○と き 8月24日（土曜日）14：00～15：30

いなしき夏まつり花火大会に、そのまま着て出かけよう♪

○ところ 桜川公民館 和室

○対 象 中学生以上の女性 8名

○申込み 7月21日までに桜川公民館へお電話または直接お申込みください。

【問合せ先】桜川公民館 ☎029-892-2000（内線 4103）

参加
無料

裏面に続く



楽しいことで集まる公民館

夏休み自習室として公民館をお使いください

桜川公民館・研修室1を自習室として開放します！

7月20日(土曜日)から8月30日(金曜日)

時間：午前9時から午後4時

休館日：月曜日・祝日

※7/25 午前、7/26 午後、8/2 は使用できません

- 桜川地区の中学生・高校生が利用できます
- 窓口で利用受付簿に記入をしてください
- 水分補給は出来ます。食事は多目的スペースをお願いします



問合せ先 桜川公民館
☎029-892-2000(内線4103)

たかが3分 されど3分 すごいラジオ体操

日曜日はみんなでラジオ体操！



桜川公民館では、夏休み期間中の日曜日
(7/20~8/31 ※8/11 はお休み)
午前9時30分からラジオ体操を行います。
誰でも参加出来ます。
みなでお越しください！
ラジオ体操カードにスタンプを押します。
(お持ちでない方は、公民館にあります。)

お 知 ら せ

7月14日(日)午前中は、

公民館事業のためこども広場及び、
図書スペースが利用できません。
ご協力をお願いします。



夏休みスタンプラリー開催！

期間：7/20~9/1



図書館利用カードを持っている
市内在住・在学の中学生ま
で参加できます。
30冊達成でプレゼントがあ
るよ♪

月イチ ボードゲームカフェ

日時: 毎月第3日曜日 (7月21日)

13:00~15:00

場所: 桜川公民館 多目的スペース

参加費: 無料 (※ゲームの貸出もします)

問合せ: 桜川公民館

☎892-2000 (内線 4103)

生涯学習講座

社会人のための文章力向上講座

と き: 8月2日(金)

10:00~12:00

ところ: あずま生涯学習センター 研修室

対 象: 中学生以上 先着 20 名

参加費: 無料

講 師: 長谷川 智氏

※zoom でのオンライン講座です

問合せ: あずま生涯学習センター

☎0299-79-0053

7月の納税

○固定資産税 2 期 ○国民健康保険税 1 期 ○後期高齢者医療保険料 1 期

こんにちは

地域包括支援センターです



成年後見制度における「財産管理」と「身上監護」

先月号では「成年後見制度」とは、認知症、精神障がい、知的障がい等の理由で判断能力が不十分な方の「財産管理」や「身上監護」を支援していく制度であるとお伝えしました。

では、成年後見人が行う「財産管理」や「身上監護」とはどのような内容でしょうか。

「財産管理」とは、本人の預貯金や実印、銀行印の管理や不動産や権利書などの財産管理（保管・処分）、公共料金など日常生活での各種支払いを指します。

「身上監護」とは、不動産などの本人の住居確保に関する契約や費用の支払い、医療、介護サービスの契約、年金（社会保険）の手続き等を指します。

つまり、成年後見人は、日用品の買い物や介護の行為（事実行為）をするのではなく、介護（障害福祉）サービス提供事業者と契約し、本人が適切なサービスを滞りなく受けられるよう手配し、本人の権利や財産を守る職務を行います。

次号は、「代理権」「同意権」「取消権」について説明します。

※参考: 稲敷市成年後見サポートセンター「成年後見制度の利用を考えてみませんか？」

編集後記

公民館正面入口には来館者に七夕を楽しんでもらおうと、毎年恒例の七夕飾りを設置しています。色鮮やかな飾りと、思い思いの願いを書いた短冊が下がっています。7/7まで開催していますので、ぜひ願い事を書きに来てください☆

